

広島市水道料金等収納業務に係る公募型プロポーザル手続開始の公示

令和2年6月8日

次のとおり提案書の提出を招請します。

広島市水道事業管理者
広島市水道局長 友広 整二

1 業務の概要

(1) 業務名

広島市水道料金等収納業務

(2) 業務の内容

別紙「広島市水道料金等収納業務基本仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

なお、契約の締結は、令和2年10月上旬までに行う予定である。

(4) 履行期間

令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

(5) 概算事業費

本業務は489,810,000円（消費税及び地方消費税を含む。）程度を想定している。

（年度別内訳）

令和2年度： 0円

令和3年度：246,320,000円

令和4年度：243,490,000円

2 受託候補者の特定方法

公募型プロポーザルを実施し、受託候補者を特定する。

手続き等の詳細については、別紙「広島市水道料金等収納業務に係る公募型プロポーザル説明書（以下「プロポーザル説明書」という。）」のとおり。

3 事業担当課

広島市水道局営業部営業課（業務管理係）（広島市水道局基町庁舎7階）

〒730-0011 広島市中区基町9番32号

電話 082-511-6955（直通）

FAX 082-221-3110

電子メール eigyo@city.hiroshima.lg.jp

4 応募資格

この手続きに応募できる者は単独の法人とし、次に掲げる要件に全て該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市水道局契約規程第4条の規定に該当しない者であること。
- (2) 広島市競争入札参加資格の「令和2・3・4年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「役務の提供の施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-15 その他」に登録されている者であること。
- (3) 平成22年4月1日以降に、政令指定都市が発注した1契約において2年以上継続して履

行した次の業務（現在履行中の業務を含む。）の実績を有する者であること。

- ・ 給水人口20万人以上の受託区域における督促納入期限後の水道料金収納業務（仕様書に規定する滞納整理に類似する事務を含む業務をいう。）

なお、共同企業体による実績は認めない。

- (4) 予定する現場責任者及び副現場責任者の選任・配置に関し、次のいずれにも該当していること。
 - ア 常時雇用関係にある従業員を仕様書に規定する現場責任者及び副現場責任者に選任できる者であること。
 - イ 現場責任者を仕様書に示す5か所の営業所に1名ずつ常駐させることができる者であること。
 - ウ 副現場責任者を仕様書に示す5か所の営業所に1名ずつ配置することができる者であること。
- (5) 公示の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分（本件プロポーザルに係る業務内容を含む処分に限る。）又は本局の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当していないこと。
 - ア 会社法の規定による清算の開始、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった者（会社更生法の規定による更正手続開始若しくは更生計画認可の決定又は民事再生法の規定による再生手続開始若しくは再生計画認可の決定を受けた者で、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）
 - イ 不渡手形又は不渡小切手を発行し、銀行当座取引を停止されている者
- (7) このプロポーザルに応募しようとする他の有資格業者のうちに、次に掲げる人的関係又は資本的関係において密接な関係を有する者（人的関係又は資本的関係を介して、複合的に連鎖している者を含む。）がないこと。
 - ア 親会社と子会社
 - イ 親会社が同一である子会社
 - ウ 代表権を有する者が同一である会社
 - エ 役員が兼任している会社（一方の役員が他方の会社の管財人（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人をいう。）を兼任している場合を含む。）
 - オ 役員が夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にある会社
 - カ 上記アからオまでが複合した関係にある会社
 - キ 本店、支店等の営業所の所在地が同一場所にありプロポーザルの適正さが阻害されると認められる会社
 - ク 社員が他の会社の事務や営業にかかわっておりプロポーザルの適正さが阻害されると認められる会社
 - ケ 組合とその構成員
 - コ その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる会社
- (8) 本業務のプロポーザル審査委員会の委員又は当該審査委員会によって選任された学識経験者が、自ら主宰し、又は役員、顧問、被用者その他の密接な関係にあり、プロポーザルの適正さが阻害されると認められる者でないこと。
- (9) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (10) プライバシーマーク等の情報セキュリティ関連認証を取得している者であること。
- (11) 業務を受注したときには、業務を履行するために必要な物品等の売買その他の契約において、広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第1項から第5項までに掲げる者を、

その相手方又は代理若しくは媒介をする者として選定することがないよう、必要な措置を講ずることができる者であること。

5 プロポーザル説明書等の交付方法

プロポーザル説明書等の関係書類は、広島市水道局のホームページに掲載している。

具体的には、広島市水道局のホームページ(<http://www.water.city.hiroshima.jp/>)のトップページ右上の「契約情報」→「発注見通し・入札公告・入札結果」に画面を展開後、ページを下方にスクロールし、広島市調達情報公開システムに掲載されないものとして「入札公告・入札結果」に表示する「令和2年度案件」のリンク先からダウンロードできる。

ただし、これによりがたい場合(ダウンロードできない場合を含む。)は、次により配付する。

(1) 配付期間

公示日から令和2年8月21日(金)までの午前8時30分から午後5時まで(広島市の休日(広島市の休日を定める条例(平成3年広島市条例第49号)第1条第1項に規定する市の休日をいう。以下同じ。)を除く。)

(2) 配付場所

前記3の事業担当課

6 応募資格確認申請書の提出

(1) 提出期間

公示日から令和2年7月10日(金)までの午前8時30分から午後5時まで(広島市の休日を除く。)

(2) 提出場所

前記3の事業担当課

(3) 提出方法

持参又は郵送(配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)

(4) 応募資格確認結果の通知

応募資格確認申請書の受理、審査後、応募者に速やかに書面にて通知する。

7 業務実施場所の現地確認

(1) 対象者 前記6(4)による応募資格を有することの通知を受けた者

(2) 実施日 令和2年7月1日(水)から同月22日(水)まで(広島市の休日を除く。)の
本局が指定する1日間とし、当該指定日のうちに業務実施場所すべてについて行う。

(3) 申込場所 前記3の事業担当課

(4) 申込方法 あらかじめ電話で申し込み、実施日の調整を受けること。また、確認先を省くことができるので、その場合は併せて申し出ること。

8 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

ア 受付期間 公示日から令和2年7月31日(金)までの午前8時30分から午後5時まで(広島市の休日を除く。)

イ 受付場所 前記3の事業担当課

ウ 受付方法 質問書に記入の上、電子メール又はFAXで提出すること。

なお、質問書の様式については、別紙「プロポーザル説明書」のとおり。

(2) 質問に対する回答

前記(1)の質問に対する回答は、質問を受理した日から、5日以内(広島市の休日は含まない。)に質問者に直接回答する。また、前記3の事業担当課において、令和2年8月21日(金)

までの広島市の休日を除く日の午前8時30分から午後5時まで閲覧に供するとともに、広島市水道局のホームページに掲載する。

9 提案書の提出

- (1) 提出期限 令和2年8月21日（金）午後5時まで
- (2) 提出場所 前記3の事業担当課
- (3) 提出方法
持参、郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）又は宅配便（宅配便による場合の詳細は、別紙「プロポーザル説明書」のとおり。）
なお、いずれの方法によっても提出期限までに必着のこと。

10 審査

- (1) 審査方法
提案内容のヒアリング（非公開）を実施し、広島市水道料金等収納業務プロポーザル審査委員会において、公平、公正及び客観的に審査・評価を行う。
- (2) 審査基準
プロポーザル説明書別紙「受託候補者特定基準」のとおり。
- (3) 審査結果等の通知
受託候補者を特定した後は、速やかに提案者全員に書面にてその結果を通知する。（令和2年9月上旬を予定）

11 その他

- (1) 本プロポーザル手続において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 次に掲げる提案書は、無効とする。
 - ア 本件公示に示した応募者に必要な資格を有しない者の提案書
 - イ 応募資格確認申請書、添付書類及び提案書等に虚偽の記載をした者又はその他不正の行為をした者の提案書
 - ウ 提案書の提出に関する条件に違反した者の提案書
- (3) その他、詳細はプロポーザル説明書による。